

ることを定めてゐる。

第三の最も重要な擴張は、轉業の制限である。義務勞働關係は、勞働官廳の許可なくしては解消されない。之に比して同様の國策上重要な經營に従事してゐる勞働者でも、それが義務勞働でない場合は、自由にその勞働關係を解消することが出來たのである。このやうであるときは、國策上重要な經營に對して、義務勞働令によりて、勞働義務者が供出される場合でも、從來の、義務勞働者以外の勞働者が自由にその勞働關係を解消することによりて、勞働力不足を惹起するであらう。それ故、國策上重要な遷延をゆるさぬ事業においては、從來からの勞働力といへども、その職場を去ることを許さないのである。更に、不健全な勞働位置の變更は、生産を阻害し、經營と從屬者團との間及び從屬者團間において協働感情を破壊するから、國策上重要な事業においてはとくに轉業を取締ることが必要であるとされた。以上のやうな轉業制限は、國勞働大臣が、特別の國策的理由から轉業の制限を必要なりと思惟する一定の經濟部門、一定の經營に對して、勞働大臣によりて命ぜられるのである。だいたい農業、鑛山業、製鐵金屬工業、化學工業、建築材工業、建築業に適用されてゐる。

以上の「國策上重要事業勞働力確保令」は、ナチス勞働配置政策の中軸を形成するものであり、一九三九年九月から、本格的な戰時經濟體制に移行するに際しても、勞働配置政策の分割においては、たゞ若干の補強工作が之に加へられたにすぎなかつたのである。³⁹⁾

22 以下同様に F. Beyer, F. Syrup 以下。

23 F. Seldte, a. a. O. S. 54.

24 F. Syrup, Die Klappen des Arbeitseinsatzes (Soziale Praxis 1939, 1. 1.)

- 25 F. Seldte a. a. O. S. 56.
- 26 F. Seldte a. a. O. S. 57.
- 27 F. Syrup : Arbeitseinsatz u. Arbeitsschlie in Deutschland S. 86. S. 87.
- 28 F. Seldte a. a. O. S. 57.
- 29 以下の敘述は菊池春雄、ナチス勞務部員體制研究 31頁以下による。
- 30 菊池春雄、前掲書 91頁。
- 31 F. Seldte, a. a. O. S. 63.
- 32 F. Seldte a. a. O. S. 69.
- 33 F. Seldte, a. a. O. S. 69.
- 34 Soziale Praxis 1939, 4. 1.
- 35 Soziale Praxis, 1939, 3. 15.
- 36 F. Seldte, a. a. O. S. 72.
- 37 F. Seldte a. a. O. S. 72.
- 38 F. Syrup : Die neue Dienstpflichtsverordnung (Soziale Praxis 1939, 3. 1.)
- 39 菊池春雄、前掲書 1頁。

ナチス民族人口政策摘要(一)

本 多 龍 雄

目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上本號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策
- 其の五 多子家族保護政策
- 其の六 家族手當制度

其の七 税制改革、特に所得税法の改正

其の八 獨逸農民層創出政策

其の九 大都市疎開と小ジードルンクの助成

所謂人口政策とは諸他の政治經濟政策の一部をなすものでないのは勿論、又これらに併せて新しく登場した一政策部門をいふものでもない。そもそも凡ての法律が果して一國民にとつて善いものであるか悪いものであるか、それ自身には決定し難い、その正邪善惡の最後の裁決者たるべきものをこそ人口政策といふのだとは、嘗て一九三五年伯林で開催された國際人口問題會議の席上ナチス獨逸の内務大臣フリック博士の洞破せるところで、その成否に國家民族の死活問題を賭けてゐるといつてよい現下の人口政策なるものの眞髓を衝いて遺憾ないといへよう。人口増強政策は市民社會の經濟的打算に先立つ國家民族の至上命令として登場するに到つたわけで、國民世界觀の轉廻と政治經濟體制の革新とをそれは當然の前提とし又結果として要請するといつてよい。特にその政治經濟的再建運動を同時に民族再興運動として着手せねばならなかつたナチス獨逸にとつては右フリック博士の命題の含意するところは一層適切に妥當するわけで、それだけに所謂ナチスの人口政策なるものをその全般に互つて説くことは容易の業ではない。ナチス人口政策の眞髓は近代自由平等主義の積弊を決算して民族解體の危機を超越しようとする國民勞働再組織の問題や乃至は勞働奉仕法の精神の如きものの中に求むべきかも知れないし、或は又一見他意ない諸般の法制施設の中にも指摘される細心の人口政策的配慮の跡をも玩味すべきであるかも知れないが、こゝには所謂人口政策なるものの一般の通念に隨つてその最も標本的なるものを専ら概觀的資料提供の意味で分類列記式に摘要するに止める。

ナチス民族人口政策摘要(一)

其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥

人種混交は出生力の減退、民族逆淘汰と併せて古來國家民族衰亡の跡に考證せられる其の三主因の一つといつてよいもので一民族の政治的乃至文化的盛衰が其の根幹人種の支配度と關聯するところ尠くないのはいふ迄もないが、ナチスの人種政策的立法、特にユダヤ人排斥政策の重點は生物學的といふよりも寧ろ廣く民族文化の死活問題たる緊急焦眉の必要から生れたものといつてよい。ヒットラーの「マイン・キャンプ」を筆頭としてユダヤ人の害禍を指彈するナチス文獻の殆んど凡てはその論難を専らユダヤ人の文化的特性に向けてゐるのを見てもその間の事情を察するに足らうと思ふ。之を統計數字に見ても一九三三年當時のユダヤ教會所屬のユダヤ人は獨逸總人口の僅かに〇・七六%(一九三三年國勢調査總數)で、改宗者や混血兒を加へても恐らく一・五%を超えまい。が彼等が金融界の指導的地位をはじめとして政黨、學界、乃至は新聞事業その他の文化領域を支配してゐた勢力は寔に驚くべきもので、伯林の證券、物産、金屬三取引所の理事六十四人中、四十七人はユダヤ人であつたといひ、その他伯林大學の醫學教授の半數、哲學教授の二割五分、プロイセンの辯護士の三〇%、全國醫師の一三%はユダヤ人の占むる所であつたといふ。この種斷片的な數字によつても僅か一%前後のユダヤ人が掌握してゐた文化的支配力的一端を察するには充分で、ユダヤ人排斥が國民社會主義的世界觀確立に不可欠の前提として強行されざるを得なかつた所以を想像するに足らうと思ふ。血統的には所謂「北方人種」、文化的には所謂「北方思想」の復古運動がナチス民族運動の指標として取り上げられた所以で、さういふ意味ではナチス治下に於ける極端なユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の

人口政策的効果は極めて大きいといへようかと思ふ。

一、新聞界その他の文化部面のユダヤ禍清掃

新聞事業のユダヤ的支配を清掃することは既にナチス黨綱領中にも明記されてゐるところであつたが、一九三三年十月四日に公布を見た『新聞業者法』*Schrittleitergesetz* はその素志を實現したものといつてよく、本法により新聞人たる可き者は必ずアリアン血統の者であり、且つ非アリアン血統の者を配偶者とせざる者であることが最も重要な資格要件として明記されるに到つた。但し本法の施行令(一九三三年十二月十九日公布)は本人が世界大戦に出征せる者であるか、或は本人の父又は子が世界大戦に戦死せる者である場合に限り右規定の適用を免除してゐる。この種の除外規定は勿論過渡的のものであるには相違ないが多少の程度に於て所謂アリアン立法の凡てに見られるところである。

新聞については劇、映畫、ラヂオ、音楽、美術等諸般の文化部面に對しても統制が強化された。尤もこれは直接の反ユダヤ人的立法といふよりも寧ろ文化部面に於けるユダヤ主義的傾向の禁壓を目的としたもので、既に早く三三年七月十四日には「臨時映畫局」の制定を見、同年九月二十二日には諸般の文化領域を統轄せる「獨逸文化院」*Reichskulturrat* 制定の法律が公布されてゐる。これは勿論官廳ではないが其の評議員は同院總裁たる宣傳及啓蒙相の任命するところで、専門家の經驗と才能とを國家の目的に隨つて動員しようといふ仕組である。なほ右「獨逸文化院」を中心としたナチス獨逸の文化統制は現在に既に當初の消極的統制の域を超えて諸外國の資本主義的經營には求め難い公の損失負擔による藝術向上の域にまで進んでゐることも注目すべきで、それが反ユダヤ主義運動のそもそもの眞髓であつたともいへよう。

所謂アリアン立法中我々の記憶に最も深いのはアインシュタインを初め多くユダヤ人學者の學園追放であるが、ユダヤ化の防止は學生生徒に對しても亦行はれてをり、一九三三年四月二十五日公布の『獨逸人諸學校の收容人員制限に關する法律』は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業的需要に即應する各特別人員の適正化を行ふと同時に、また公私を問はず獨逸人諸學校の新規收容人員中後説「官吏身分再組織の爲の法律」所定の意味に於ける非アリアン血統者の占むべき割合を制限し、全校及各科に於て右非アリアン血統者は彼等が獨逸總人口に於いて占むる割合を超ゆ可からざる旨を規定してゐる。同法施行令(同日公布)は右比率を一・五%と明記してゐるが、茲にいふ非アリアン血統者の大部分は勿論ユダヤ人であるわけ、彼等の就學率は獨逸人のそれを遙かに超えてゐたことを物語る。之に見ても此の種アリアン立法、ナチスの所謂人種政策なるものの重點が何處にあつたかを理解するに足らうと思ふ。民族保全は同時に民族文化の保全、従つて何よりも先づ民族自身の手による文化の保全を必要としたわけだ。

二、國家機關に於ける人種原理の確立と

『獨逸國民法』の制定

國家の指導的地位は獨逸血統の獨逸國民の手へとの思想も亦ナチス黨綱領の宣言するところであつたが、その主張は早く一九三三年四月七日公布の『官吏身分再組織の爲の法律』*Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums* によつて實現された。本法は特に世界大戦後に見られる官吏資質の低下と思想の悪化とに對してナチス一流の清掃工作を斷行したものであるが、之と同時にまた國家機關に於ける人種原理の確立を行つたもので、本法により官吏(公吏及び之に準ずる公務員その他社會保險事業、ライヒスバンク等の關係者をも含む)にして非アリアン血統の者は凡て免職

せられることとなつた。(但し一九一四年八月一日以降既に官吏であつた者、世界大戦に出生せるもの又は其の父又は子の世界大戦に戦死せる者、竝に其の夫の世界大戦に戦死せる婦人官吏を除く。最後の一項は三年九月十二日改正法律による。)本法施行令(三年四月)の明記するところによると右非アリアン血統者とは其の父母又は祖父母中一人の「非アリアン、特にユダヤ血統」の者ある者を謂ひ、特に其の父母又は祖父母の一人がユダヤ教會に所屬せる者なる場合はそれだけで右所定の非アリアンと認定されることになつてゐる。ナチスのユダヤ人規定は四祖父母中少くも三人のユダヤ人ある場合を完全なるユダヤ人とし、二人乃至一人の場合をユダヤ混血兒としてゐるから、右規定は結局凡てのユダヤ人及びユダヤ混血兒を官界から追放しようとするものといつてよい。更にその後公布の官吏任用、俸給及救護法規則中改正法律(四年六月)は非アリアン血統者と結婚せる者の任官をも禁止、且つ官吏にして結婚せんとする者は其の配偶者がアリアン血統の者なることを證明せねばならないことになつた。本人のみならず其の配偶者についてもアリアン血統を要請するのはアリアン立法一般の通則と見てよい。

右官吏層からの非アリアン、特にユダヤ血統者の清掃はその他の之に類する諸法令と併せて官吏、軍人、判検事、辯護士、疾病金庫醫師等國家機關の全面に互つて斷行され、ユダヤ人竝にユダヤ混血兒は一部の例外規定該當者を除き全く一掃さるゝに到り、且つ之を配偶者に有つことも不可能となるに到つた。一部の例外規定も勿論一時的のもので其の後廢止を見たことは後説の如くであるが、この種徹底的なアリアン立法の精神は同時に勞働奉仕法や兵役法關係の諸法令に於ても一貫せられ、非アリアン血統者は之を勞働奉仕又は兵役の義務より免除する立て前を取つてゐる。

所謂アリアン立法中最も基本的なるものは一九三五年九月十五日公布を

見た『獨逸國公民法』 Reichsbürgergesetz で、本法により「獨逸國公民」たる爲には「ソノ行動ニヨリ誠心獨逸民族及び國家ニ奉仕セント欲シ且ツ奉仕シ得ル者ナルコトヲ確認セシムルコロノ、獨逸又ハ之ト同種血統ノ Deutschen od. arverwandten Blutes 獨逸國民」でなければならぬこととなつた。いひ換へれば獨逸國公民たる資格は思想と血統との兩要件によつて規定されるに到つたわけで、右公民權の規定は諸多の人口政策的諸立法による助成金乃至扶助金給付に際し被助成者の資格要件の一つとして屢々採用されるものである。

また本法は右公民資格の規定とは別にユダヤ人は官吏たり得ざる旨明記するに到り、從來の除外規定(上掲)該當者も本法施行と共に免官されることとなつたわけである。(たゞ世界大戦出征者に對してのみ恩給規定に關する多少の配慮が行はれてゐるに過ぎない。)尙、本法施行の爲の第一次命令(三年十一月)の詳示するところによると本法所定の「ユダヤ人」とは四人の祖父母中少くとも三人の純ユダヤ人を有つ者を謂ひ、所謂「ユダヤ混血兒」(四人の祖父母中二人乃至一人の純ユダヤ人を有つ者をいふ)中にあつても四祖父母中二人の純ユダヤ人を有ち、且つ本法公布當時ユダヤ教會に所屬せる者なる場合、或は本法公布當時乃至以後にユダヤ人と結婚し居りたる者乃至結婚せる者なる場合、或は「國民血統保護法」(後説)の發効後に於て行はれたるユダヤ人との結婚より生まれたる者なる場合等は本法所定の「ユダヤ人」として取り扱はれることになつてゐる。

尙、右『獨逸國公民法』所定の規定に隨へば單に曾祖父母中一人のユダヤ人を有つ者は完全なるアリアン血統者と見做されるわけであるが、然し特定の場合について要請される血統規定は上掲官吏の場合にも見る如く更に強度のものもあり得るわけで、後説『世襲農地法』の如きに於ては申請者

の血統は一八〇〇年一月一日現在にまで遡つて問題とされてゐる。

三、『國民血統保護法』の制定

敘上の諸立法は直接非アリアン血統者、就中ユダヤ人の排斥を主とするものでたゞ配偶者規定に今後の非アリアンの混血兒蕃殖の間接的抑制を行つてゐるに過ぎないが、更に直接にユダヤ人を對象として今後のユダヤ混血兒の増加を抑へたものに一九三五年九月十五日公布の著名な「國民血統保護法」(Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes u. der deutschen Ethne)を擧げることができる。本法は上掲『獨逸國民法』と併せてニュールンベルグの人種法律と謂はれるもので、本法により獨逸或は之と同種血統の獨逸國民とユダヤ人との間の結婚は禁止せられ、之を犯す者は懲役を以て罰せられる。私通も同様禁止せられ、之を犯す者は拘留又は懲役處分を受けることとなつた。また獨逸或は之と同種血統の獨逸婦人にして四十五歳未満の者がユダヤ人の家に雇傭せられることも禁止せられ、之を犯せる者は一年以下の拘留及び罰金、又は其の孰れかに處せられることとなつてゐる。嘗てユダヤ人とキリスト教徒との私通を嚴罰し又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家で働くことを禁じたともいふ中世のユダヤ人排斥は茲に新しい國民的自覺の下に國法化さるゝに到つたわけである。(本法中「ユダヤ人」とは上掲『獨逸國民法』所定のものに依る。)

又、本法施行の爲の第一次命令(一九三五年十一月十四日公布)はユダヤ混血兒の婚姻に關して種々の規定を定めてゐるが、之によると四祖父母中二人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒が獨逸人又は四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒と結婚する場合には特別の許可を必要とし、許可に當つては申請者の身體的乃至精神的狀況、その家族の獨逸滞在期間、或は本人又はその父が世界大戰に参加せるや否や等の事情を考慮されることになる。又四祖父母中

一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒相互の間の結婚は禁止された。要之、所謂ユダヤ混血兒の今後の増加を防止すると共に其の混血度を出來るだけ薄めて行かうといふ立て前であるわけである。

其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦

所謂アリアン立法と共にナチス人口政策に獨特の陰翳を與へるものは國民優生に關する諸方策で、共に人口増殖政策に有終の美をあげさせる爲の不可欠の基礎工作といふこともできよう。種々の意味で當時世界に論議の種を蒔いたナチスの斷種法即ち『遺傳病的子孫防止法』は早く一九三三年七月十四日に公布されてをり、續いて同年十一月二十四日には『常習犯罪者取締法』の、又三五年十月十八日には『婚姻保護法』の公布を見てをり、所謂低格人口の防止と減少に到れり盡せりの方策を施してゐる。

斷種法の制定は勿論獨逸を嚆矢とするものではなく、北米合衆國では一九〇七年三月立法のインディアナ州を最初としてこの種立法をもつもの現在約三十州に及んでをり、その他加奈陀、瑞西、丁抹にも先例を見ないではないが、ナチス斷種法の特色は法規上全人口に強制適用し得ること、且つ民族更生の理想の下に他國に懸絶した實施成績を示してゐる點にある。北米合衆國が一九三八年末までで手術件數漸く三萬餘を算ふるに對し、獨逸は一九三四年末まで實施後一年餘の間に手術件數既に五萬六千餘を數へるのにも見ても、ナチス人口政策が單なる人口増殖策以上に如何に民族資質の向上を重視してゐるかを覗ふに足らう。尤も獨逸がこの種疾患者を特に多數にもつてゐたといふわけではなからうから、この近代文明のもつ一暗黒面、いひ換へれば婚姻を以て全く個人の自由意志の下に放置した當然の歸結に對して斷乎として對抗策を強行するところ充分に敬意を表すべ

きものがあらうと思ふ。

参考のため當時の獨逸の遺傳性疾患者概數としてレントンの推定するところを見ると、精神薄弱者百萬、精神病者十七萬七千、癲癇病者十萬、遺傳性盲一萬、遺傳性聾一萬五千とされてをり、輝かしい自由主義文明の影に進行する民族逆淘汰の暗流を髣髴せしめて遺憾ない。又ブルグドエルファアの計算するところによると一九三二年獨逸に於ける精神病者に對する治療及び療養病院の病床總數十五萬床、患者總數十三萬二千、療護總延日數四千八百萬日、一人一日當りの醫療費、看護費、病院經營費等計五マルクとして右精神病者に對する總費用二億五千萬マルク、之に精神薄弱者の爲の病院に於ける療護總延日數八百三十萬日、その費用約五千萬マルクを加へると合計三億マルク、この外遺傳病者、反社會的犯罪者等の凡てをも加へ且つ病院外にあつて保護せらるゝ者の分をも總計すると大約十億マルクと概算せられる。この金額は同年度獨逸の警察費（總額七億六千六百マルク）を超えてをり、官公立の國民學校及び補習學校に要する總經費の半分よりも多いといふ。國民優生政策にとつて國費の輕減は固より第二義の問題だが、この種保護施設の大を以て近代文明の程度を計つた時代もあつたことを思ふと本末の顛倒も亦甚しいといはざるを得ない。ナチスの國民優生政策は新興科學たる遺傳學を武器としてこの民族逆淘汰の暗流に挑戦したものとつてよく、俗間盲信せらるゝところの所謂民族老衰説を一蹴してもとく種の本能と生命の淘汰を本性とする自然自らの法則に隨順するならば民族は永遠の生命を有つといふのが其の優生政策を貫く根本信念であるといへよう。そういふ意味でこそ強者の犠牲に於て弱者を優遇し、正當者の負擔に於て異常者を保護する現代文明の錯誤も問題となるわけであり、ナチスの優生政策的諸立法が世界の人間平等觀の盲信者たちに與へて

ゐる論議の因由するところも亦納得されよう。

一、『遺傳病的子孫防止法』

一九三三年七月十四日公布の『遺傳病的子孫防止法』Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses 所定の遺傳性疾患とは、

- (1) 先來性精神薄弱
- (2) 精神分裂病
- (3) 回歸性精神病(躁鬱病)
- (4) 遺傳性癲癇
- (5) 遺傳性舞蹈病(ハンチントン氏舞蹈病)
- (6) 遺傳性盲
- (7) 遺傳性聾
- (8) 強度の遺傳性畸形

をいひ、外に強度の酒精中毒者をも本法の對象に含められてゐる。

申請は本人(本人禁治産者なる時或は滿十八歳未滿の時法定代理人)の申請による外、官吏たる醫師、及び(病院又は刑務所に在る者に對しては)その院所長の申請による。即ち任意強制の兩形式により全人口を包括し得るを立て前としてゐる。

判定は「遺傳健康裁判所」により、區裁判所判事を長とし、外に官吏たる醫師一名、及び國家の認定せる専門醫師一名より構成せらる。不服の場合には「上級遺傳健康裁判所」による。之は地方裁判所判事を長とし、他は前に同じ。

實施の方法は原則として斷種により、特別の場合に限りレントゲン照射の方法も許可せられる。又、妊娠中の婦人の胎兒に對しては妊娠六箇月を超えざる限り本人の同意により妊娠中絶を行ふ。また特に刑法所定の條件

に該當する性慾異常者に對しては去勢を行ふ。(本項所説はその後の改正法に
律による改正規定による)

經費は裁判に關するものに就いては全部國庫負擔、手術に關するものに就いては疾病金庫加入者の場合は同金庫負擔、その他の者で特に貧困なる者の場合は救護協會、その他の場合は一定額まで國庫負擔、之を越ゆる額のみ本人の負擔となる。

いまその實施成績を一九三四年末まで二百五の遺傳健康裁判所總計に於いて見るに、斷種申請八四、五二五件にして、人口千に付き一・三件、或は人口七七一一人に付き一件の割合となる。右の内、男四二、九〇三件、女四一、六六二件。又右申請の内決裁件數は六四、四九九件で、内、斷種可決五六、二四四(即ち九三・八%)、否決三、六九二(即ち六・二%)、申請撤回又は他の裁判所への回附等四、五六三。

二、『常習犯罪者取締法』

民族逆淘汰への挑戦は單に遺傳病疾患に對してばかりでなく、一般の道徳的低格者に對しても亦行はれる。一九三三年十一月二十四日公布の『常習犯罪者の取締及び其の保護匡正規則に關する法律』(Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung)は刑法規則の改正により常習犯罪者と認定さるべき者の處罰規定を擴張強化すると共に、その保護匡正法として次の如き手段を新たに制定するに到つた。

- (イ) 監治及療護院への收容
- (ロ) 飲酒者療護院への收容
- (ハ) 勞働所への收容
- (ニ) 保護監禁
- (ホ) 特に危険なる惡徳犯罪者の去勢

(ヘ) 職業生活の停止

(ト) 國外追放(外國人の場合のみ)

右常習犯罪者に對する收容及び保護監禁はその目的の達せらるゝまで繼續せられるといふ徹底したものである。又特に男子の危険なる惡徳犯罪者で滿二十一歳以上の者に對しては所定の條件に該當するとき去勢が行はれる。謂ふところの條件とはその者が強制猥褻、凌辱、兒童姦、強姦、乃至は明らかに性慾を刺戟又は満足する意圖を以て行はれた猥褻行爲乃至身體障害の爲め少くとも六箇月の體罰刑を宣告せられ、且つその者が同様の犯行によつて既に一度體罰刑に處せられたる者であり、その行爲の總體的評價の結果その者を危険なる惡徳犯罪者と認定し得る場合をいふ。但し少くとも二回に及ぶこの種行爲により少くとも一年の體罰刑を宣告せられたる場合は、その種の前科なき場合と雖も、同じくその行爲の總體的評價より之を危険なる惡徳犯罪者と認定し得る場合には同様去勢されることになつてゐる。性慾を刺戟又は満足する意圖を以て行はれたる殺人行爲に依り有罪宣告を受けたる場合も亦同じ。

三、『婚姻保護法』

上記二つの國民優生立法は低格人口の處理を直接に目的としたものであるが、反之、一般に婚姻そのものをこの種の凡ゆる害毒から保護することを目的として制定されたものが一九三五年十月十八日公布即日實施された『婚姻保護法』(Gesetz zum Schutze der Eubrantheit des deutschen Volkes od. Ehgesundheitsgesetz)で本法により婚約者の一方が次の一項に該當する場合その結婚は禁止されることになつた。

- (イ) 相手方又は子孫の健康を甚しく障害する恐れある傳染病に患れる場合、

(ロ) 禁治産者なる場合、

(ハ) 禁治産者ならざるも、その結婚が國民共同體の爲に望ましからざるが如き精神的障害に患れる場合、

(ニ) 『遺傳病的子孫防止法』所定の遺傳性疾患に患れる場合、但し他方が不妊者なる場合を除く。

尙、本法について特記すべきことは「婚姻適格證」[Ehelicheitszeugnis]の制度を規定したことで、結婚せんとする者は保健局の證明する此の「婚姻適格證」を以て前記諸障害の存せざることを證明せねばならない旨明記されてゐるが、但しその一般的施行は猶ほ保留されてをり、現在は専ら本法竝に上掲『國民血統保護法』所定の諸條件について特に疑義ある場合のみ之を提出せしめることになつてゐる。(筆者の閃聞する所によると軍人については現在既にこの婚姻適格證の交換が強制されてゐるといふ。)

この婚姻適格證の交付に當りその適否を診査する診査表(一九三五年十一月二十九日公布第一次施行令附表)を見るとその第一頁には正面と横とから寫つた本人の寫眞二様をはる様になつてをり、更に本人の經歷及び體軀體質について極めて微に入り細を極めた診査が行はれることになつてゐる。經歷に關する要記入の諸項目を擧げてみても例へば出生、走り初め、話し初め、小兒病、その後の病患等の如きから、寢小便、痙攣の如き項目もあり、身體、精神及び性格の發育狀況(例へば學校を何度落第したか等)、特殊才能、思春期や性生活に關するものから飲酒喫煙の如きについても記入される。更に(クレッチメル式の)體軀型、髮の色、眼の色についても記入され、最後に獨逸或は之と同種ならざる血統混入の徴表ありや否やについて意見を記入するようになつてゐる。體軀體質に關する診査は外形及び内臟諸器官の凡てに亙つてをり、特に人種型や生殖乃至妊孕力につ

いても診査が行はれる。そして全診査の結論として結婚を勸奨すべきや否や、或は如何なる理由により一時的乃至は恆常的に結婚に不適格なりや、或は不適格性は拘束的なるものではないが當人の希望する結婚は勸奨し難いか、或はその生殖無能乃至不妊症の故に同じく生殖無能者乃至不妊者との、或は遺傳病者との結婚を勸奨すべきものであるか、或はその遺傳病疾患の故に生殖無能者乃至不妊者との結婚を勸奨すべきものであるかに就いて最後の意見が決定記入されることになつてゐる。

其三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動

母と子を國家民族の生物學的生長の永遠の母胎として又源泉として之を人爲的乃至社會的な薄命から救護し、其の天與の使命と自然の生命とを完からしめることを廣く母子保護といふならば、母子保護政策とは所謂人口政策の初めにして又同時に終りを爲すものであるといつてよく、従つてその施設に、運動に又その實效に國民的世界觀そのものの眞に國民的な轉廻作業を伴ふことなしには全きを得難いものといつてよい。墮胎避妊の防止は假令如何に重罰を以て臨むとも一片の法令の能くし得るところではなく、乳幼児死亡の低下施設も獻身的な國民的勞力の奉仕なしには一部職業的社會事業家の救濟事業に終るなきやを保證し難い。その點獨逸に於けるナチス國民厚生團の活動は最も特記に値ひするもので、上掲アリアン立法に見る人種原理の振興、或は諸般の國民優生方策の徹底的な實施と併せてナチス獨逸の人口政策中他國に類比を求め難い三大特色の一に算ふべきものではないかと思ふ。

一、墮胎、産制の禁歴

一九三三年五月二十六日公布の『刑法規則中改正法律』は新たに第二百十

九及二百二十條として墮胎防止の規則を創設してをり、墮胎の目的を以てその機具乃至方法を公に告示乃至廣告せる者、或はかゝる機具を公衆の眼に觸るゝ場所に陳列せる者を二年以下の禁錮乃至罰金に處することとし（第二百十九條）、また墮胎の企てに自ら助力し或は他人をして助力せしめたる者をも同様の處罰に課する旨を明らかにしてゐる（第二百二十條）。墮胎禁壓立法としては勿論軽いものではないが、ナチスの名に於て一般に聯想さるゝほど峻嚴なものとはいひ難い。また最近一九四一年一月二十一日に公布された避妊取締に關する警察命令に見ても避妊器具を輸入、廣告または販賣せる者、乃至は右器具を婦人に對し適用せる者に對する處罰として其等の行爲が他の法規により更に重罰を課せられざる限り一五〇マルク以下の罰金乃至は六週間以内の拘留を以てしてゐるが、重罰自ら人を威怖せしむといつた程度のものではない。立法的手段によるこの種禁壓方策の人口政策的効果が専ら消極的なものであることを思へば勿論當然のこと、所謂人口政策なるものの本質が諸他の政治經濟的諸政策と同日に論じ難い所以も亦こゝにあらう。戦時下獨逸の經濟違反に對する苛責なき重罰主義と思ひ合せて特にその感が深い。

一九三三年一月の政變後僅かに四箇月にして大都市の人口動態統計に出産好轉の第一聲が聞かれるのが墮胎減少の結果であつたことは周知のこと、右事實も獨逸統計局長ブルグドエルファアの指摘せる通り、立法的禁壓の効果といふよりは寧ろナチス治下獨逸國民の國民的志向の轉換に歸すべきものといへよう。同様の事實は獨逸合邦直後の舊オーストリーにも亦認められるところで、現下の人口問題が國民志向の歸趨如何に影響せらるるところ如何に多いかを語つて遺憾ない。墮胎行爲の統計的數字については勿論直接的な數字を得難いが、ナチス治下に於ける墮胎減少の事實は伯

林の疾病金庫の公表數字にも認められるところで、正當出産一〇〇に對する流産の割合は嘗て一九二九年に一〇三であつたものが、三四年九月以降は二〇臺に、三五年一月以降は一〇臺に著減してゐるのにも明らかで、右流産減少の相當部分は墮胎の禁止に歸して差支へないものと考へられる。右墮胎の減少、更には避妊の防止にも特に影響するところ多いと考へられるのはナチス國民厚生團の活動で、一面には國民的志操の轉換者として、他面には立法的乃至行政的手段の到底庶幾し得ざる一種の社會的拘束力として其の全國民的規模の組織と活動との貢獻するところ極めて大きいものであらうと思ふ。

二、「ナチス國民厚生團」の活動

「ナチス國民厚生團」Nationalsozialistische Volkswohlfahrt (NSV)はその起源をナチスの政權掌握以前に遡るが、一九三三年五月三日付の總統訓令により黨の公的機關たることが宣言せられ、國民の厚生茲に救護に關する一切の問題について權限を有つところの黨内の全國的機關として認めらるゝに到つた。従つて黨の組織と並行して伯林に本部を、全國の各群區にその細胞組織を有つてをり、私設の厚生施設に對しては之を指導し指令する權能をもつてゐる。「内地傳道中央委員會」、「カリタス教會」及び「獨逸赤十字社」等の加盟せる全國私設厚生施設團に對しても亦同じ。その活動の眼目とするところは法律乃至公共施設による最低の救護を補足して其の及ばざるところを完全し、團員の獻身的なる勞力奉仕を以て厚生救護の眞面目を全からしめようとする所にあるといへよう。無給奉仕員の多いことも其の特色の一つに擧ぐべきもので、三九一四〇年度冬期救濟事業關係者總數一、一四二、七七一人中有給の者は僅かに八、八五四人、即ち〇・八%に過ぎない。團員たるの資格はアリアン血統の品行正しい滿二十一歳以上のドイ

ツ人で、月五十ペンニヒ以上の各自身分に相應せる會費を收めることになつてをり、團員數は一九三三年末に十一萬二千人であつたが、最近は既に一千百萬人を超えるに到つてゐる。但し第一線事業に携はる自發的協力者は約百五十萬人で、その間の事情は我が國の國防乃至愛國婦人會の會員組織の如きものと見て大過ないかと思ふ。

その事業の最も主なるものは毎年十月の候より翌年春にかけて義捐金品の蒐集が行はれる冬期救濟事業と、その主要活動の夏期に行はれる母子救護事業との二つで、試みに一九三三年以降の冬期救濟事業の義捐金品募集成績にその事業の規模を見ると次表の如く

冬期救濟事業の各年度總收入高 (單位千マルク)

年次	現金寄附	物資寄附	低價販賣等による價值増額	合計
三三—三三三	一八四、二七二	二六、九七八	四六、八八六	三五八、一三六
三四—三三五	二〇四、八〇九	一一〇、四六四	五二、一五二	三六七、四二五
三五—三五六	二三四、八五五	九二、一三二	三七、五二二	三六七、四九九
三六—三三七	二九四、三二〇	九二、七七八	二八、〇六三	四一五、一五一
三七—三三八	二九七、三二八	一〇一、九七二	一九、六九八	四一八、九八八
三八—三三九	四三六、三二〇	一一三、八〇三	一六、二二九	五六六、三五二
三九—四〇〇	六三一、五七五	四五、九三三	三二、二一九	六八〇、七二七

(備考) 實際の使用額は右合計よりも尠く、従つて三四—三三三年度以降は前年度よりの繰り越し額がある。因に三九—四〇年度の實使用額は六四一・九百(萬)マルクなり。

冬期救濟事業の各年度支出經費内譯 (單位千マルク)

年次	三三—三三三	三三—三三三	三三—三三三	三三—三三三
分配物資の價值額	三三六	三七一	三八一	三九一
食料品及嗜好品	三三六	三三六	三三六	三三六
被服	七八、九六五	六七、二五六	七七、五七六	一一、三三七

ナチス民族人口政策摘要(一)

燃料	六二、九三八	四六、九二〇	三五、七二二	—
家具	九、五八〇	七、四三三	七、八〇七	一、一四五
配給券その他	三八、六三〇	三九、一九二	三二、二〇九	五、二六〇
其他の物資	七、六五〇	七、二二三	一三、六六八	三、九九一
價值證券(1)	—	—	—	一七四、七四八
計	三二、八四三	二八七、二二二	二七四、二二七	二〇八、八二一

新領土への救濟額(2)	—	二二、一三一	四八、二五二	二六、一七四
別途使用額	—	—	—	—
母子救濟事業	五四、五九七	七八、四二八	一七六、〇二四	三四三、四五二
獨逸婦人事業部	五、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
國民保健事業	三、〇〇〇	四、二〇〇	一六、五六一	一五、七〇〇
獨逸赤十字社	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇一	八、一〇一
ヒットラー・ユージェント	—	—	二、五〇〇	二、五〇〇
其他の諸機關	一一、五〇〇	四、三二四	六、四三四	一、六八八
冬期救濟事業事務費	七、三六三	七、九七四	一七、六〇二	二五、四四七
總計	四〇八、三三三	四一七、一六九	五五三、六〇一	六四一、九二二

(1) 三九—四〇年度は戦時下の物資統制の爲主として價值證券を以て行はれた。

(2) 三七—三三三年度はオストマルク、三八—三三三年度はズデーテン地方並にボヘミア及モラビア兩保護領、三九—四〇年度は東部地方。

三九—四〇年度に於ける收入評價總額は七億マルクに近い。この外一九四〇年夏期に於ける募集金額は二億二千五百マルク、又同年度に於けるN・S・V團員の會費は一億二千五百マルクと報告されてゐる。又ナチス治下に於ける失業者並に要救護者の著減(人口千に付三七—三三三年度一三四、三八—三三三年度一〇四、三九—四〇年度七五人)に伴ひ冬期募集金中から其他の母子保護事業等へ使用せられる金額は年と共に増加してゐるのが注目せられる。

人口政策上特に重視すべきものは母子救護事業で、全國的に普く配置さ

れた母子救護相談所や地方によつては概ね週一回乃至二回設けられる巡回相談所は凡ての國民がその身分収入等を検討されることなく之を利用し得ることになつてゐる。母子救護事業の内容として擧ぐべきものの第一は困窮せる家庭(但し遺傳的に健康なるもの)に對する經濟的救助、被服、食料品、家庭用品、乳兒用品等の必需物資の給付の外、住宅救助としては充分な寢臺や家具を備へつけてやり、又失業せる父に替つて母の勞働してゐる如き場合之を交替せしむる等の世話も行ふ。生業を營む獨身の母等は特に救護の對象となる。第二に擧ぐべきは母子の健康増進の爲の諸事業で、特に妊産婦の救助や母子への保養救護が行はれる。前者は食料品、産婦用品、乳兒用品の給付、産前産後に於ける産院への無料收容、或は家庭手傳人の派遣等として行はれ、後者は母、乃至母と子を「母の憩ひの家」、或は「母と子の家」等に於て保養させることを目的としてゐる。「母の憩ひの家」は風光明媚な地方に建てられてをり、獨逸の凡ての母親たちを二、三週間づつでも交替に此處に保養させて旺盛な生活意欲を取り戻させようといふのがその理想であるが、何處の國でも同じく母親の旅行には留守宅の世話もしてやらねばならず、この理想の實現は容易の業ではないが、年と共に着々とその規模を大きくしてゐるのは敬意を表するに足らうと思ふ。僅か二、三週間の保養に過ぎないが此處で恢復された健康な生活力は歸宅後にその夫や子供たちにまで喜ばしい影響を與へたといふことも感謝と共に報告されてゐる。尚、母子救護事業の第三としては幼稚園の經營を擧げ得よう。特に農繁期に多數の托兒所や臨時幼稚園が設けられて勤勞と育児との相剋なからしむるに努力してゐる。

右冬期救濟と母子救護の兩事業の外、N.S.V.の事業としては成人に對する豫防的健康救護も行はれてをり、特にナチス運動の功勞者に餘暇と療

養を給付する所謂「ヒットラー休暇の給付」の如き既に我が國にも周知の事であるが、之は人口政策といふよりも政治的意味の方が強いかも知れない。また結核救護事業としては社會保險擔當者や乃至は本人又はその家族が其の負擔に擔へざる場合之に徹底的なる治療救護を與ふるを目的として行はれてゐる。

三、乳兒死亡率低下運動

ナチス治下の乳兒死亡率のいよゝゝ低下を見てゐることは周知の如くで、出生百に付き乳兒死亡は

一九三三年	七・六	日本内地は二二・一
一九三四年	六・九	〃
一九三五年	六・八	〃
一九三六年	六・六	〃
一九三七年	六・四	〃
一九三八年(舊領土内)	六・〇	〃
一九三九年(舊領土内)	六・〇	〃

となつてゐるが、この間ナチス國民厚生團の功績に歸すべきものは僅少でないと思へられる。獨逸統計局は今後の所要壯丁人口確保の爲めその主要な一條件として此の乳兒死亡率を更に四・〇%にまで低下することを目標としてゐるが、ナチス國民厚生團の活動も亦この國策的目標に則して其の第一線部隊として行はれてゐるわけで、半官半民といふよりも寧ろ超國家的黨機關として其の今後の業績には充分期待せらるゝ所多く、ナチス人口政策中最も特色あるものの随一として擧ぐるに足るものであらうと思ふ。